

インフルエンザに対する対応の共通理解事項

1 出席停止の期間

- ①学校安全保健法の改正（2012年4月改正）により、次のようになりました。

インフルエンザ(学校) 発症した後五日を経過し、かつ、解熱した後二日を経過するまで

発熱した日は、「0日」と考え、翌日から最低5日休むこと

- ②発熱後、検査でインフルエンザと診断された場合、発熱の日からさかのぼって「出席停止」とします。

2 学級閉鎖の条件

- 学級在籍数の約20パーセントの児童が、インフルエンザ及び高熱で欠席した場合に「学級閉鎖」とします。
- 学級閉鎖の期間は、週の土日等を考えて4～5日となります。（状況によって考えます。）

3 学級閉鎖中の対応

- 学級閉鎖となる場合には、当該学級のみ保護者文書でお知らせします。また、メールでも当該学級保護者に配信します。
- 学級閉鎖中、学童クラブは「その学級の児童は全て預からない。」ことになっています。早帰りとなった場合も同様です。
- 放課後や土日の習い事については、「閉鎖中はできるだけ家で過ごす」ようお願いいたします。
- 学級閉鎖が出た場合は、「インフルエンザ情報」を全家庭にメールで配信します。

ウィルス性胃腸炎については、医師が登校して良いと判断した日から登校可能（潜伏期間は2～3日）

（症状が消失してからも2～3日は休んだほうがよい）